

第 11 回 第 2 農 地 部 会 議 事 錄

日 時 令和 7 年 1 月 18 日 (火) 午後 2 時 00 分

場 所 津市一志庁舎 2 階 第 1 会議室

出席 部会委員 6 田口 慶則・7 野田 清太・14 池山 允敏・15 宮本 政春
16 中村 高之・17 西森 偉統・18 結城 晉三・22 中野 たつ子
24 岡田 勇樹

以上 9 名

欠席 部会委員 20 諸戸 善昭

出席 部会員外委員

議長 第 2 農地部会長職務代理 宮本 政春

事務局職員 辻岡事務局長・加賀事務局次長・小谷主事

総合支所 久居：若松主査 一志：田中主事
白山：岸岡担当主幹 美杉：谷担当主幹

議事録署名者 14 池山 允敏・16 中村 高之

事 項

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について

報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について

報告第 3 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について (所有権移転)

報告第 4 号 農地所有適格法人の定期報告について

議案第 1 号 農業振興地域の整備に関する法律施行規則 (昭和 44 年政令第四十五号) 第 3 条第 1 項において準用する第 3 条第 2 項の規定による津市農業振興地域整備計画変更案に関する意見書の提出について <別冊>

議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について (所有権移転)

議案第 3 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について

議案第 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について (所有権移転)

議案第 5 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定による意見書の提出について (賃貸借権、使用貸借) <別冊>

議案第 6 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による意見書の提出について (所有権移転) <別冊>

議事の大要

議長	<p>それでは、第11回第2農地部会を開会いたします。</p> <p>本日の欠席、20番 諸戸 善昭委員の1名で出席委員は9名でございます。</p> <p>議事に入ります前に、議事録署名者を私のほうから指名させていただきます。</p> <p>14番 池山 允敏委員、16番 中村 高之委員の両委員によろしくお願ひをいたします。</p> <p>本部会に付議されました議案につきましては、事前に通知をいたしましたとおりでございますが、よろしくお願ひします。</p> <p>それでは初めに会長専決等の報告事項に入ります。</p>
事務局	<p>それでは、議案書の1ページから2ページをお願いいたします。</p> <p>報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、でございます。</p> <p>番号1から3で、件数は3件、面積は20, 673m²で、すべて田でございます。</p> <p>これらにつきましては、農地の賃貸借を、貸人、借人、双方の合意により解約したものであります。</p> <p>3ページから10ページをお願いいたします。</p> <p>報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について、でございます。</p> <p>番号1から13で、件数は13件、合計面積は45, 938. 59m²で、その内訳は田が38, 793m²、畑が6, 982m²、その他が163. 59m²でございます。</p> <p>これらにつきましては、相続の届出でございます。</p> <p>なお、現況地目が農地以外になっているところは、無断転用の可能性がありますので、届出人に対して指導しております。</p> <p>11ページをお願いいたします。</p> <p>報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（所有権移転）でございます。</p> <p>番号1 一般個人住宅用地</p> <p>番号2 宅地分譲用地</p> <p>以上、件数は2件、合計面積は1, 027. 33m²で、すべて畑でございます。</p> <p>12ページをお願いいたします。</p> <p>報告第4号 農地所有適格法人の定期報告について、でございます。</p> <p>番号1 _____、主たる耕作物 ブロッコリー・アレッタ、耕作面積 田5. 00ha 畑 2. 10ha 合計7. 10ha。</p> <p>番号2 _____、主たる耕作物 ブロッコリー・アレッタ、耕作面積 田1. 80ha 畑 0. 20ha 合計 2. 00ha。</p> <p>番号3 _____、主たる耕作物 米・麦・大豆・野菜、耕作面積 田 161. 00ha 畑 12. 00ha 合計173. 00ha。</p>

以上件数は3件で、法人形態要件、事業要件、議決権要件、役員要件のすべてを満たしております。

報告案件は以上です。

議長 それでは、議案事項に入ります。

議案第1号 農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和44年政令第45号）第3条第1項において準用する第3条第2項の規定による津市農業振興地域整備計画変更案に関する意見書の提出について、事務局、説明をお願いします。

事務局 別冊の議案第1号 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条第1項において準用する第3条第2項の規定による津市農業振興地域整備計画変更案に関する意見書の提出について、でございます。

まず、概要からですけれども、農業振興地域の農用地区域内の農地を農用地以外の用途に供する場合には、農用地区域からの除外が必要になります。市では、原則1月と7月の年2回、除外申出を受け付けており、その申出の内容が、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項に規定されている6つの要件を全て満たすかを判断しております。

また、意見書の提出については、市は農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定により準用する同条第1項の規定により、農業振興地域整備計画の変更を行うときは、農業委員会へ意見を聴取することとなっております。農業委員会は、農業振興地域制度に関するガイドライン第11に基づき、本市整備計画の推進に必要な農地の流動化等農地の利用関係の調整、集団化等の構造政策の推進上重要な役割を担っており、これらの施策が適切に行われるよう意見書を提出します。

それでは、議案書に基づき説明をさせていただきます。

1ページ、除外箇所の一覧表で、2ページは、その図面、付図でございます。

場所は、白山町の_____の出口のあたりです。_____から来る道がある場所でございます。

それでは、番号6、白山町川口大洞、面積 1, 641m²。

除外理由、駐車場及び資材置場でございます。

以上1件で、地域計画の達成に支障はなく、付図からも集団農地の端であり、一団の農用地の集団化を損なうものではないため、農地の利用集積、集約化への支障はないものと考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。

それでは、ご審議をお願いします。皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、意見もないようでございますのでお諮りします。だいま審議いた

だきました案件についてご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 これらの案件につきまして適正であると認め、市長に意見書として提出することにいたします。

続きまして、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）を議題といたします。

事務局、説明をお願いします。

事務局 それでは、13ページをお願いいたします。

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）でございます。

番号1、地区 栗葉、申請地 庄田町中川原、登記地目・現況地目とも田、面積 2,705m² 外8筆、合計面積 12,052m²。

譲受理由は営農拡大のため、譲渡理由は労力不足のためです。

番号2、地区 榊原、申請地 榊原町松ヶ瀬、登記地目・現況地目とも畠、面積 23m²。

譲受理由は営農拡大のため、譲渡理由は兼業による営農縮小のためです。

14ページをお願いいたします。

番号3、地区 高岡、申請地 一志町高野清水田、登記地目・現況地目とも田、面積 329m² 外4筆、合計面積 5,561m²。

譲受理由は営農拡大のため、譲渡理由は労力不足のためです。

番号4、地区 川口、申請地 白山町川口立花、登記地目・現況地目とも田、面積 2,237m² 外1筆、合計面積 3,894m²。

譲受理由は営農拡大のため、譲渡理由は労力不足のためです。

番号5、地区 八ツ山、申請地 白山町八対野白石、登記地目・現況地目とも畠、面積 1,921m²。

譲受理由は新規営農のため、譲渡理由は労力不足のためです。

番号6、地区 八ツ山、申請地 白山町八対野西切、登記地目・現況地目とも田、面積 1,530m²。

譲受理由は営農拡大のため、譲渡理由は労力不足のためです。

番号7、地区 八ツ山、申請地 白山町八対野西代、登記地目・現況地目とも田、面積 784m²。

譲受理由は営農拡大のため、譲渡理由は労力不足のためです。

以上、件数は7件、合計面積は25,765m²で、その内訳は田が23,821m²、畠が1,944m²でございます。

これらの案件につきましては、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 事務局より説明がありました。
地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。
1番、お願ひします。

野田委員 7番、野田でございます。11月7日に諸戸部会長、田口委員、中野委員、推進委員4名、久居事務局で見てまいりました。番号1でございますが、高齢のため維持管理ができないということから、営農機能の拡大を図る受人に売却をするものでございます。現在、受人がもう既に耕作等を行っております。何ら問題はないと思います。事務局の説明のとおりでございます。

議長 2番、お願ひします。

野田委員 7番、野田です。番号2番でございますが、この案件につきましては、兼業のため労力不足で営農ができないため、宅地の裏の畑を購入して、営農拡大を目指している受人に農地を売却するものでございます。事務局説明のとおり、問題はないものと思われます。以上でございます。

議長 3番、お願ひします。

池山委員 14番、池山です。事務局から説明ございましたように、11月7日、地元の推進委員と宮本委員と私、事務局で現地確認をしております。ちょうど場所は、_____の西側の辺り一帯でございまして、全部で5筆ございます。先ほどの説明にございました第1番の譲渡人、それから譲受人とも同じでございますが、営農拡大のために農地を取得するということで、5筆には渡っておりますが、何ら問題はないということで、事務局の説明のとおりでございます。

以上です。

議長 4、5、6、7番、お願ひします。

西森委員 17番、西森です。まず、4番の川口ですが、11月7日の日です。中村、西森両委員、それから地元推進委員、それから白山の事務局、それから行政書士というメンバーで見てまいりました。場所ですが、_____の東側300mほどのところでございます。現状は、雑種地というような形で管理されていたものですが、受人の方が専業農家ということで田として利用されるような状況だということで、何ら問題ないというような状況です。

それから、5番の白石ですが、これも同じ日付で、中村、西森両委員と白山の事務局、それから行政書士というメンバーで見ております。場所なんですが、_____から300mほど行きました右手の集落の奥、山側というんですかね、その辺りになります。現状、太陽光の予定であったというところもありますので、雑種地というような形で判断されていたんですが、このたび受人の方が農業再開ということで、もう一度就農されるということで、これも何ら問題ないというふうに思われます。

それから、6番ですが、これは西切ですけれども、これは同じメンバーです。中村、西森両委員、それから白山の事務局、それから地元推進委員というよう

なメンバーで見ております。それから、場所ですけれども、_____から_____へ抜けてきたところの信号のちょうど角というような場所になるんですが、現状も、もう田として管理されているような状態で、そのまま引き続きされるということで、これも何ら問題なしです。

それから7番、西代ですけれども、これも同じメンバーです。中村、西森の両委員、それから地元推進委員というメンバーで見ております。あと白山の事務局というメンバーです。場所ですけれども、_____より_____方向へ300mほど走った農地の真ん中になります。現状としても田んぼとして維持されておりますので、そのまま田として利用されるということ。これも何ら問題ないという判断をさせていただいております。以上です。

議長 地元委員の説明がございましたが、皆さんのご意見をお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、意見もないようでお諮りします。ただいま審議いただきました議案第2号について、ご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第2号については許可することと決定したいと思います。

続きまして、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局、説明をお願いします。

事務局 15ページをお願いいたします。

議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてでございます。

番号1、地区 榊原、申請地 榊原町播磨、登記地目 田、現況地目 進入路、面積 86m² 外2筆。合計面積 283m²。

これにつきましては、申請地を進入用道路とするものです。

昭和初期より宅地への進入路として利用していた旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は1件、合計面積は283m²で、その内訳は、田が86m²、畑が197m²でございます。

この案件につきましては、農地法第4条第6項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見を伺いたいと思います。

野田委員 7番、野田でございます。11月7日に諸戸部会長、田口委員、中野委員、推進委員4名、久居事務局で見てまいりました。

昭和初期に無断で田と畠に宅地への進入路を設置し、使用していた案件でございます。始末書も添付されており、事務局の説明のとおりです。やむを得ないものと思われます。以上でございます。

議長 地元委員の説明がございましたが、皆様のご意見をお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、意見もないようすでにお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第3号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第3号については許可することと決定したいと思います。

続きまして、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）を議題といたします。

事務局、説明をお願いします。

事務局 16ページをお願いいたします。

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）でございます。

番号1、地区 久居、申請地 久居明神町風早、登記地目・現況地目とも田、面積 513m²。

これにつきましては、申請地を駐車場用地とするものです。

農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号2、地区 久居、申請地 須ヶ瀬町大通、登記地目・現況地目とも畠、面積 7.38m²。

これにつきましては、申請地を庭園用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 栗葉、申請地 久居一色町羽場、登記地目・現況地目とも畠、面積 500m²。

これにつきましては、申請地を一般個人住宅用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区 榊原、申請地 榊原町播磨、登記地目 田、現況地目 進入路、面積 31m²。

これにつきましては、申請地を進入用道路とするものです。

昭和初期より宅地への進入路として利用していた旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号5、地区 波瀬、申請地 一志町波瀬大法田、登記地目・現況地目とも畠、面積 21m²。

これにつきましては、申請地を駐車場用地とするものです。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号6、地区 川合、申請地 一志町八太西新田、登記地目・現況地目とも田、面積 1, 396m²。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。
パネル設置面積は427. 3m²、パネル設置率は30. 6%になります。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号7、地区 高岡、申請地 一志町田尻上ノ、登記地目・現況地目とも畠、面積 208m² 外4筆、合計面積 1, 031m²。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。
パネル設置面積は454. 6m²、パネル設置率は44%になります。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

17ページをお願いいたします。

番号8、地区 川口、申請地 白山町川口関ノ宮、登記地目・現況地目とも田、面積 1, 011m²。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。
パネル設置面積は422. 3m²、パネル設置率は41. 7%になります。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は8件、合計面積は4, 510. 38m²で、その内訳は、田が2, 951m²、畠が1, 559. 38m²でございます。

これらの案件につきましては、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。

1、2番、お願いします。

田口委員 6番、田口です。去る11月7日に現地を見てまいりました。諸戸部会長、野田委員、中野委員、推進委員の4名で見てまいりました。

1番について、消防署が車の台数が欲しいということで、ここを駐車場にするということです。

2番について、_____の南でございます。これも事務局の説明のとおりでございますので、問題ないと思います。よろしくお願いします。

議長 3番、4番をお願いします。

野田委員 7番の野田です。3番、4番について説明をいたします。11月7日に諸戸部会長、田口委員、中野委員、推進委員4名、久居事務局で見てまいりました。

番号3ですが、住宅を新設するために土地を取得するものでございます。渡人は遠方で労力不足のため売却するものです。既に付近には新築の住宅が建築されておりまして付近の農地に影響がないことから、事務局の説明のとおり、

問題はないものと思われます。

4番ですが、議案第3号の番号1の案件と関連をいたします。既に宅地への進入路として使用していた土地を取得するものでございます。始末書も添付されております。事務局説明のとおり、やむを得ないものと思われます。

以上でございます。

議長 5、6、7番、お願いします。

池山委員 14番、池山です。5番の件でございますが、事務局から説明ございましたように現地確認しております。11月7日に地元の推進委員と宮本委員、それからの事務局で確認をしております。

駐車場用地として使うということで、問題はなかろうということで確認をしております。

それから、次、6番でございますが、6番につきましては、既にこれは11月に地元推進委員と宮本委員、それと事務局で現地確認をしておりまして、太陽光発電の用地にするということで申請がございまして、事務局の説明のとおりでございまして、問題はなかろうということでございます。

それから、7番でございますが、7番はちょうど_____地区の西に該当するところでございまして、_____の水田、畑になっておりますが、労力不足で太陽光発電の用地にするということで、これは既に案件としては許可申請が下りておりますが、一部所有者が替わったということで再度申請がございました。何ら問題はなかろうということでございます。事務局の説明のとおりでございます。以上です。

議長 8番をお願いします。

西森委員 17番、西森です。11月7日です。中村委員と私自身、それから白山の事務局、それから行政書士というようなメンバーで見ております。

場所なんですけれども、_____の北側200mほどのところです。農地の周りといった状況でした。状況ですけれども、雑種地での管理というような形で耕作されていないような土地でございます。太陽光になるということだったのですが、周りにもそのような建物がちょこちょこあるというような状況ということですので、あとは事務局の説明どおりということで何ら問題ないと思われます。

議長 地元委員の説明がございましたが、皆さんのご意見をお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、意見もないようすでにお諮りします。ただいまご審議いただきました議案第4号について、これに異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第4号については許可することに決定したいと思います。

次に、別冊でお配りしました議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による意見書の提出について（賃貸借権、使用貸借）を議題といたします。

事務局、ご説明をお願いします。

事務局 議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による意見書の提出について（賃貸借権、使用貸借）でございます。

それでは、1ページから29ページをお願いいたします。

件数は148件で、合計面積は387, 102m²で、その内訳は田が367, 515m²、畠が19, 587m²でございます。

意見の提出については、農地中間管理機構は促進計画の対象となる農地であるときは、農業委員会、市町村へ意見を聴取することとなっています。農業委員会は、賃借権等の設定を受ける者が農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び3号に規定する「全部効率利用要件」、「農作業常時従事要件」、「農地所有適格法人であるか等」の要件を満たしているかを確認し、意見書を提出します。

また、市は、促進計画の内容が地域計画の達成に資するものとなっているかを確認し、意見書を提出します。

今回提出させていただきました促進計画につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び3号に規定する要件を満たしていると考えます。

最後に、今回の促進計画のうち、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当します案件がございますので、ご審議いただくに当たりましてご配慮いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。

今回の案件のうち、初めに農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当する案件について審議をお願いします。

番号5、7-9、14、28について。

_____委員、退室をお願いします。

< 退 室 >

議長 この6件についていかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、意見がないようでございますのでお諮りします。ただいま審議いただきました6件について、ご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。この案件につきましては適正であると認め、農地中間管理機構に意見書として提出することにいたします。

入室してください。

< 入 室 >

議 長 続きまして、番号40から56についてですが、議長が農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当するため、議長を会長職務代理者、結城委員に交代いたします。

議長代理 議長を交代しまして、始めさせていただきたいと思います。
まず、_____委員、一時退室をお願いします。

< 退 室 >

議長代理 この17件について、いかがでしょうか。よろしいか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長代理 それでは、意見がないようでございますのでお諮りします。ただいま審議をいただきました17件について、ご異議はございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長代理 異議がなしという声が上がりましたので、それでは、次に移らせていただきます。

ありがとうございます。これらの案件につきましては適正であると認め、農地中間管理機構に意見書として提出することにいたします。

入室をお願いします。

< 入 室 >

議長代理 それでは、議長を交代します。

議 長 _____委員、一時退室をお願いします。

< 退 室 >

議 長 この2件についていかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それでは、意見もないようでございますのでお諮りします。ただいま審議をいただきました2件について、ご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。これらの案件につきまして適正であると認め、農地中間管理機構に意見書として提出することにいたします。

入室してください。

< 入 室 >

議 長 それでは、議事参与の制限に該当しない案件につきましてご審議をお願いいたします。皆さんいかがでしようか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それでは、意見もないようでございますのでお諮りします。ただいま審議をいただきました案件について、ご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。これらの案件につきまして適正であると認め、農地中間管理機構に意見書として提出することにいたします。

続きまして、議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による意見書の提出について（所有権移転）を議題といたします。
事務局、説明をお願いいたします。

事務局 30ページをお願いいたします。

議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による意見書の提出について（所有権移転）でございます。

件数は8件、合計面積は16,602m²で、全て田でございます。

こちらは農地中間管理機構を活用した売買事業であり、意見の提出については、市町村は促進計画の対象となる農地であるときは農業委員会へ意見を聴取することとなっており、農業委員会は賃借権の設定を受ける者が農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び3号に規定する「全部効率利用要件」、「農作業常時従事要件」、「農地所有適格法人であるか等」の要件を満たしているかを確認し、意見書を提出します。

また、市は、促進計画の内容が地域計画の達成に資するものとなっているかを確認し、促進計画を作成します。

今回提出させていただきました促進計画につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び3号に規定する要件を満たしていると考えます。

最後に、2ページからの農用地利用集積計画の概要についてでございますが、今回の利用集積計画のうち、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当します案件はございません。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。

それでは、ご審議をお願いします。皆さんいかがでしようか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それでは、意見もないようでございますのでお諮りします。ただいま審議をいただきました案件について、ご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。これらの案件につきましては適正であると認め、農地中間管理機構に意見書として提出することにいたします。
以上で、本部会に付議されました議案の審議は全て終了いたしました。
これをもちまして、第11回第2農地部会を閉会いたします。

午後2時37分

上記は、第11回第2農地部会の議事を録したものである。

令和7年 月 日

議事録署名者 _____

議事録署名者 _____